

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月1日提出
【発行者名】	いちよしアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋野 充成
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【事務連絡者氏名】	萩谷 洋昭
【電話番号】	03-6670-6711
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	いちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2025年2月18日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

- 1** 内外のオルタナティブ・ファンドおよびリート(不動産投資信託)を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。また組入れにあたっては、内外のETF(上場投資信託証券)および内外の市場に上場されているリート(不動産投資信託)に投資する場合があります。
- 2** 資産配分は、いちよし証券株式会社の助言を受け決定します。
- 3** 投資対象とする投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として適宜見直しを行います。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

※当ファンドの投資対象とする投資信託証券の組入れ・運用に関しては、いちよし証券株式会社の投資助言を受けます。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項><https://www.ichiyosham.jp/work/investmentteam>

### 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。)

### 分配方針

毎年11月16日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

##### （3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況（2024年11月末現在）

#### 1）資本金

490百万円

## 2) 沿革

1986年10月30日 一吉投資顧問株式会社設立  
 1987年 9月 9日 投資一任認可取得  
 2012年 5月 1日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更  
 2014年 1月29日 投資信託委託業 開始  
 2015年 5月14日 第二種金融商品取引業登録

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	15,200株	100%

## &lt; 訂正後 &gt;

委託会社の概況（2025年5月末現在）

## 1) 資本金

490百万円

## 2) 沿革

1986年10月30日 一吉投資顧問株式会社設立  
 1987年 9月 9日 投資一任認可取得  
 2012年 5月 1日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更  
 2014年 1月29日 投資信託委託業 開始  
 2015年 5月14日 第二種金融商品取引業登録

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	15,200株	100%

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

## &lt; 訂正前 &gt;

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等は、委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、投資信託証券の各委託会社の都合などにより変更されることがあります。

(略)

## &lt; 6. 大和住銀 F o F 用 ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定） &gt;

委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	(略)
<b>運用の基本方針</b>	
主要投資対象・目的	(略)
ベンチマーク	(略)
運用方針	<p>マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>実質株式組入について、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。</p> <p>資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。</p> <p>イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</p> <p>ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的</p>
投資制限	(略)
信託期間	(略)

費用	
信託報酬	(略)
信託財産留保額	(略)
その他の費用	(略)
その他	
受託会社	(略)
決算日	(略)

(略)

&lt;訂正後&gt;

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等は、委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、投資信託証券の各委託会社の都合などにより変更されることがあります。

(略)

&lt;6. 大和住銀F o F用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）&gt;

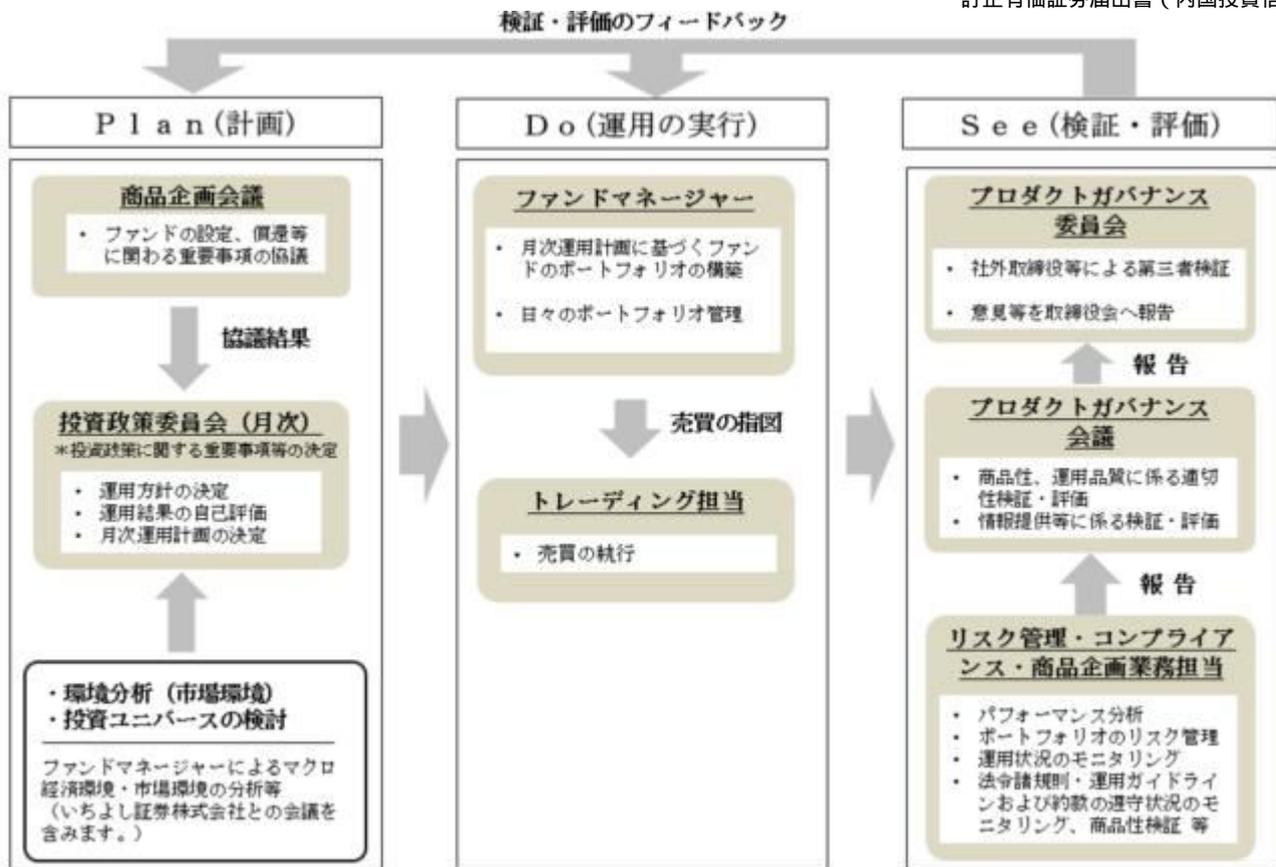
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	(略)
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	(略)
ベンチマーク	(略)
運用方針	<p>マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行うとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図ります。</p> <p>マザーファンドの現物株式の運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。</p> <p>イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</p> <p>ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的</p>
投資制限	(略)
信託期間	(略)
費用	
信託報酬	(略)
信託財産留保額	(略)
その他の費用	(略)
その他	
受託会社	(略)
決算日	(略)

(略)

(3) 【運用体制】

&lt;更新後&gt;

&lt;いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制&gt;



- a. **Plan (計画)**  
 ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析等を行います。投資対象とする投資信託証券の組入れについては、いちよし証券株式会社の助言を受けます。以上をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。
- b. **Do (運用の実行)**  
 ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。
- c. **See (検証・評価)**  
 リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

上記の運用体制は、2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

< 運用担当者に係る事項 > <https://www.ichiyoshiam.jp/work/investmentteam>

### 3【投資リスク】

< 更新後 >

#### (2) リスク管理体制

< いちよしアセットマネジメント株式会社 (委託会社) におけるリスク管理体制 >

全社的リスク管理

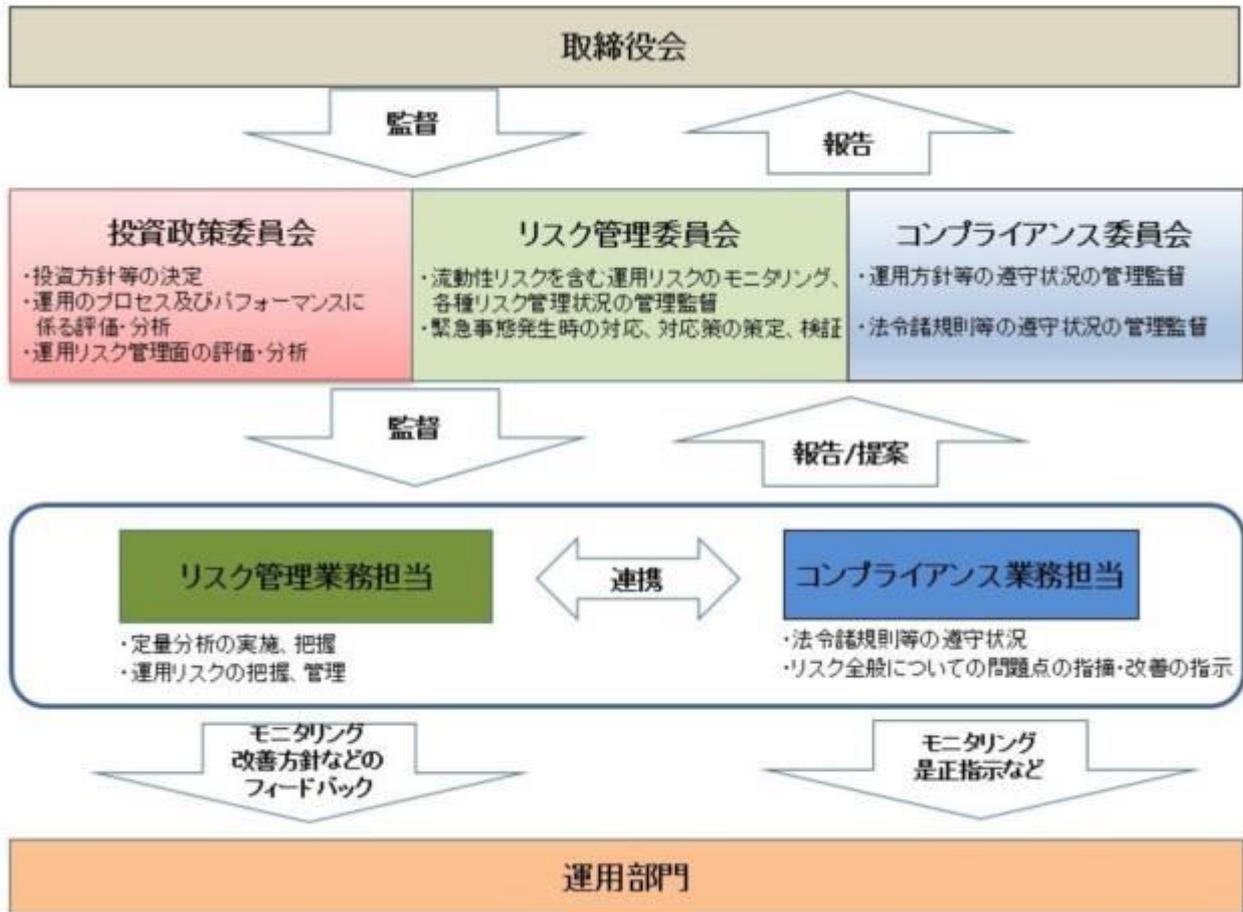
当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月经営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

#### 法令など遵守状況のモニタリング

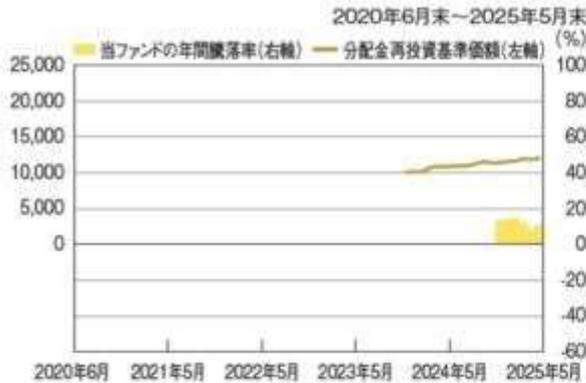
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対して是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >  
( 参考情報 )

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

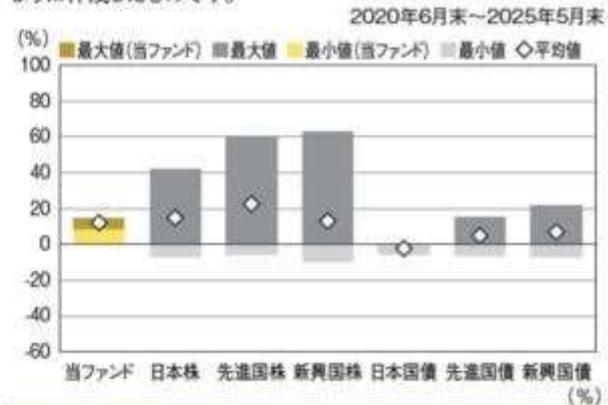


\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\*年間騰落率は、2024年12月から2025年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	14.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	8.3	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	12.2	15.0	22.7	13.1	△2.1	5.0	7.0

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2020年6月から2025年5月の5年間(当ファンドは2024年12月から2025年5月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### 各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI 国債  
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

#### MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

#### NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

\*上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象とな

ります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

- 1) 収益分配金に対する課税  
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税  
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- 2) 益金不算入制度の適用  
原則として、益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

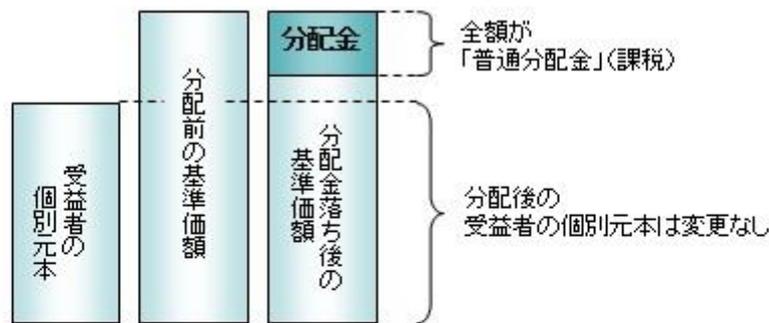
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

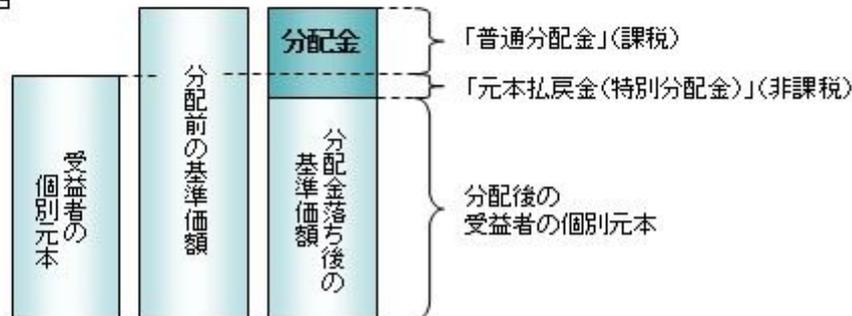
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2023年12月13日~2024年11月18日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
いちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブ	1.35%	0.50%	0.85%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は2025年 5月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,558,563,729	98.96
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		48,027,308	1.04
合計(純資産総額)		4,606,591,037	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ 純金ファンド	466,866,727	3.1748	1,482,228,605	3.6757	1,716,062,028	37.25
日本	投資信託受益証券	PGI・グローバルREITファンド（適格機関投資家専用）	499,826,843	1.6129	806,201,159	1.5354	767,434,134	16.66
日本	投資信託受益証券	大和住銀FofF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	486,682,116	1.3116	638,364,388	1.3223	643,539,761	13.97
日本	投資信託受益証券	東京海上・グローバルM&A戦略ファンド（FofF用）＜適格機関投資家限定＞	679,830,592	0.9308	632,804,561	0.9384	637,953,027	13.85
日本	投資信託受益証券	SMAM・Jリートアクティブ（適格機関投資家専用）	258,790,010	1.4123	365,506,987	1.5007	388,366,168	8.43
日本	投資信託受益証券	ノムラFofF用インデックスファンド・J REIT（適格機関投資家専用）	275,032,906	1.3352	367,237,962	1.4095	387,658,881	8.42
日本	投資信託受益証券	ノムラFofF用インデックスファンド・外国REIT（適格機関投資家専用）	9,446,004	1.9585	18,500,009	1.8579	17,549,730	0.38

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.96
合計	98.96

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2024年11月18日)	2,745	2,745	1.1293	1.1293
2024年 5月末日	1,595		1.0849	
6月末日	1,846		1.0935	
7月末日	2,124		1.0973	
8月末日	2,325		1.0998	
9月末日	2,572		1.1313	
10月末日	2,773		1.1592	
11月末日	2,820		1.1345	
12月末日	3,032		1.1451	
2025年 1月末日	3,320		1.1589	
2月末日	3,685		1.1652	
3月末日	4,182		1.1975	
4月末日	4,312		1.1847	
5月末日	4,606		1.2045	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年12月13日～2024年11月18日	0.0000
当中間期	2024年11月19日～2025年 5月18日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年12月13日～2024年11月18日	12.93
当中間期	2024年11月19日～2025年 5月18日	4.69

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年12月13日～2024年11月18日	2,502,529,114	71,236,459
当中間期	2024年11月19日～2025年 5月18日	1,417,066,046	89,602,860

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

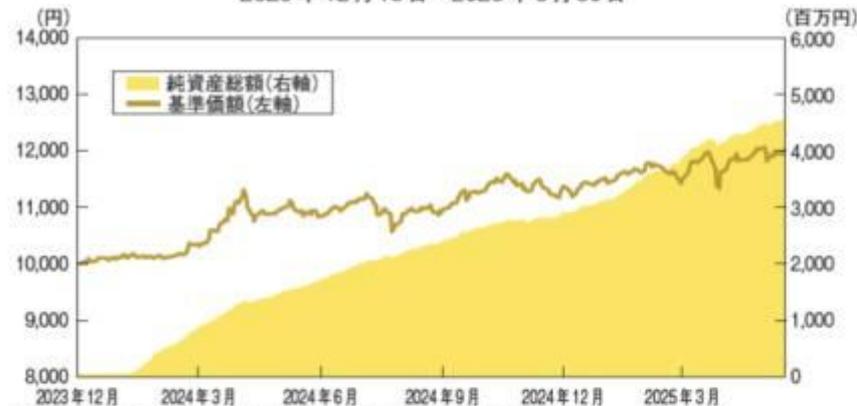
## 参考情報

## 運用実績(2025年5月30日現在)

## 「いちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブ」

## 基準価額・純資産の推移

2023年12月13日～2025年5月30日



\*基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額	12,045 円
純資産総額	4,606 百万円

## 分配の推移

決算日	分配金
第1期 2024年11月18日	0 円
設定来累計	0 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

アセットクラス	対象投資信託	組入比率 (%)
国内REIT	ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT (適格機関投資家専用)	16.8
	SMAM・Jリートアクティブ (適格機関投資家専用)	8.4
海外REIT	ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT (適格機関投資家専用)	17.0
	PGI・グローバルREITファンド (適格機関投資家専用)	0.4
商品 (金)	PGI・グローバルREITファンド (適格機関投資家専用)	16.7
	三菱UFJ純金ファンド	37.3
ヘッジファンド	三菱UFJ純金ファンド	37.3
	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル (適格機関投資家限定)	27.8
現金等	東京海上・グローバルM&A戦略ファンド (FoFs用) <適格機関投資家限定>	14.0
		13.8
現金等		1.0
合計		100.0

\*当ファンドが保有する投資信託の残高を投資先アセットクラス毎に集計したものです。

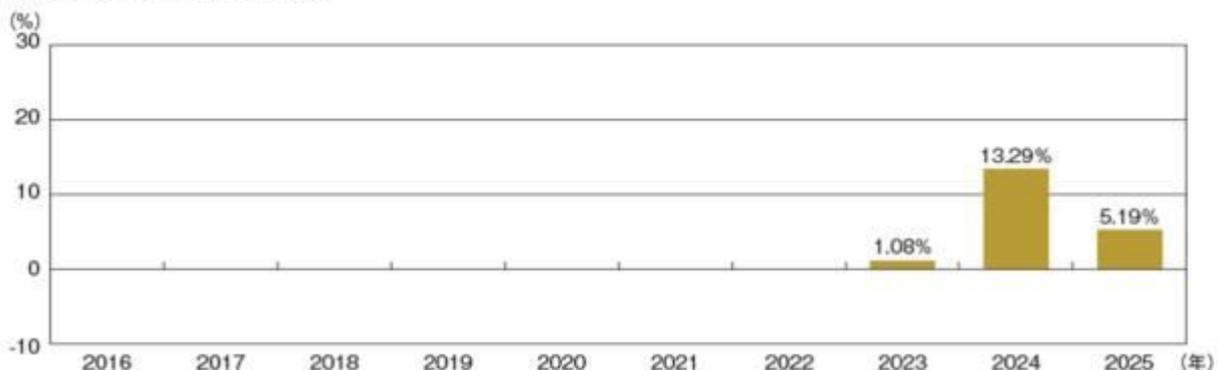
\*当ファンドの実質的な保有アセットクラス比率とは厳密には異なりますので、ご注意ください。

\*資産計上のタイミングにより、組入比率の合計が100%を超過することがあります。

\*小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移

※当ファンドにベンチマークはありません。



\*2023年は設定日(12月13日)から12月末までの収益率です。2025年は5月末までの収益率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年11月19日から2025年5月18日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【いちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブ】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2024年11月18日現在	当中間計算期間末 2025年5月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	57,953,546	121,772,183
投資信託受益証券	2,721,744,742	4,399,883,156
未収入金	180,230,000	23,290,000
未収利息	158	1,000
流動資産合計	2,959,928,446	4,544,946,339
資産合計	2,959,928,446	4,544,946,339
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	174,300,000	90,320,000
未払解約金	34,515,475	404,831
未払受託者報酬	330,950	576,575
未払委託者報酬	4,743,521	8,264,189
その他未払費用	330,000	1,377,895
流動負債合計	214,219,946	100,943,490
負債合計	214,219,946	100,943,490
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,431,292,655	3,758,755,841
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	314,415,845	685,247,008
（分配準備積立金）	146,175,392	142,349,578
元本等合計	2,745,708,500	4,444,002,849
純資産合計	2,745,708,500	4,444,002,849
負債純資産合計	2,959,928,446	4,544,946,339

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023年12月13日 至 2024年6月12日	当中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年5月18日
<b>営業収益</b>		
受取利息	941	97,073
有価証券売買等損益	59,750,164	164,198,414
営業収益合計	59,751,105	164,295,487
<b>営業費用</b>		
支払利息	11,175	-
受託者報酬	132,373	576,575
委託者報酬	1,897,251	8,264,189

	前中間計算期間 自 2023年12月13日 至 2024年 6月12日	当中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日
その他費用	194,622	1,377,895
営業費用合計	2,235,421	10,218,659
営業利益又は営業損失（ ）	57,515,684	154,076,828
経常利益又は経常損失（ ）	57,515,684	154,076,828
中間純利益又は中間純損失（ ）	57,515,684	154,076,828
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	830,461	415,323
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	314,415,845
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,922,287	229,441,500
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,922,287	229,441,500
剰余金減少額又は欠損金増加額	606,193	12,271,842
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	606,193	12,271,842
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	131,001,317	685,247,008

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 2024年11月18日現在	当中間計算期間末 2025年 5月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,431,292,655口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,758,755,841口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1293円 (10,000口当たり純資産額) (11,293円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1823円 (10,000口当たり純資産額) (11,823円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年11月18日現在	当中間計算期間末 2025年 5月18日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (元本の移動)

項目	前計算期間末	当中間計算期間
	自 2023年12月13日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	50,000,000円	2,431,292,655円
期中追加設定元本額	2,452,529,114円	1,417,066,046円
期中一部解約元本額	71,236,459円	89,602,860円

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 5月30日現在です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	4,642,434,138円
負債総額	35,843,101円
純資産総額（ - ）	4,606,591,037円
発行済口数	3,824,383,606口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2045円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額

2025年5月末現在

資本金	490,000,000円
発行可能株式総数	16,000株
発行済株式総数	15,200株

過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構（2025年5月末現在）

###### 取締役会

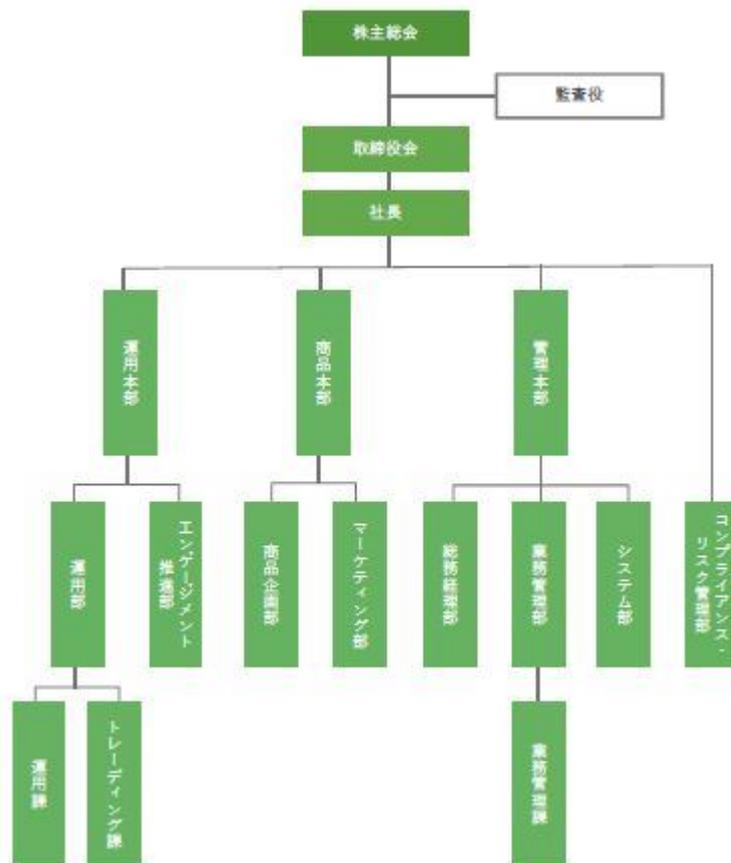
8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

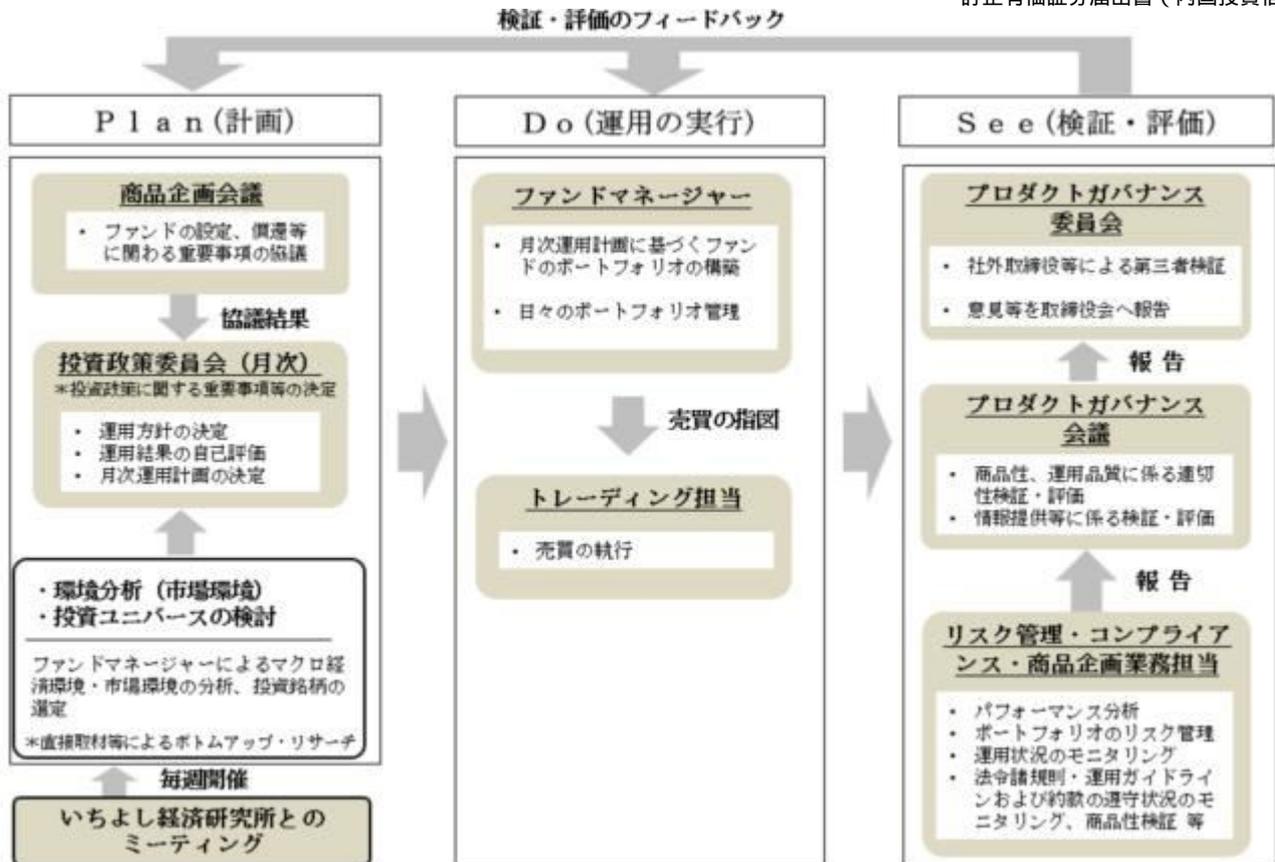
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

###### 組織図



委託会社の運用体制



- a. Plan (計画)  
 ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。  
 投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。
- b. Do (運用の実行)  
 ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。
- c. See (検証・評価)  
 リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

上記の運用体制は、2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。  
 2025年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	495,803
追加型株式投資信託	13	495,803
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	15	63,768
合計	28	559,572

## 3【委託会社等の経理状況】

## &lt;更新後&gt;

## 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,314,222		1,682,043
前払費用		12,436		12,616
立替金		19,489		25,436
未収委託者報酬		1,015,732		1,178,233
未収運用受託報酬		75,857		42,668
未収投資助言報酬		20,032		17,146
流動資産合計		2,457,771		2,958,144
固定資産				
有形固定資産				
建物		42,714		34,706
器具・備品		11,157		11,606
有形固定資産合計	1	53,872	1	46,312
無形固定資産				
ソフトウェア		2,273		62,431
ソフトウェア仮勘定		35,095		-
商標権		216		140
無形固定資産合計		37,585		62,571
投資その他の資産				
投資有価証券		243,004		173,228
長期差入保証金	2	20,025	2	19,880
繰延税金資産		11,709		14,374
投資その他の資産合計		274,738		207,484
固定資産合計		366,196		316,368
資産合計		2,823,968		3,274,513
負債の部				
流動負債				
前受収益		-		7,437
預り金		3,996		3,365
未払金		325,580		363,974
未払手数料	2	309,417	2	355,871
その他未払金	2	16,162	2	8,103
未払費用		66,667		78,594
未払法人税等		348,014		344,503
未払消費税等		48,248		63,201
賞与引当金		4,947		6,132
流動負債合計		797,454		867,210
固定負債				
固定負債合計		-		-
負債合計		797,454		867,210
純資産の部				
株主資本				
資本金		490,000		490,000
利益剰余金				
利益準備金		122,500		122,500
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,398,746		1,779,580
株主資本合計		2,011,246		2,392,080
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		15,267		15,222

純資産合計	2,026,513	2,407,303
負債・純資産合計	2,823,968	3,274,513

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
営業収益合計	3,766,316	4,240,472
営業費用		
支払手数料	1 1,303,422	1 1,456,826
広告宣伝費	12,449	16,938
調査費	319,126	394,237
情報機器関連費	158,935	176,012
営業資料費	30,621	38,924
委託費	129,569	179,300
事務委託費	55,658	62,183
器具備品費	5,421	3,094
営業雑経費	8,522	8,270
通信運送費	3,957	3,003
協会費	2,794	3,019
諸会費	12	32
会議費	50	263
教育研究費	1,708	1,951
営業費用合計	1,704,600	1,941,551
一般管理費		
給料	390,611	355,193
役員報酬	57,480	33,000
従業員給料	272,318	260,731
その他報酬給料	5,700	6,241
賞与引当金繰入	4,947	6,132
福利厚生費	50,165	49,088
交際費	3,433	3,020
旅費交通費	4,235	5,677
租税公課	35,473	31,366
不動産賃借料	33,483	21,043
その他不動産関係費	5,260	945
新聞書籍費	540	413
消耗品費	521	387
水道光熱費	2,273	1,958
雑費	525	919
減価償却費	22,230	18,284
一般管理費合計	498,589	439,210
営業利益	1,563,127	1,859,709
営業外収益		
受取配当金	5,335	80
雑収入	5	77
営業外費用		
雑損失	-	-
経常利益	1,568,467	1,859,867
特別利益		
投資有価証券売却益	39,430	9,291
特別損失		
投資有価証券売却損	-	4,868
固定資産除却損	299	-
税引前当期純利益	1,607,598	1,864,290
法人税、住民税及び事業税	490,171	574,391
法人税等調整額	1,267	2,934
法人税等合計	488,904	571,456
当期純利益	1,118,694	1,292,833

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			608,000	608,000		608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					9,303	9,303
当期変動額合計	-	-	510,694	510,694	9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513
当期変動額						
剰余金の配当			912,000	912,000		912,000
当期純利益			1,292,833	1,292,833		1,292,833
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					44	44
当期変動額合計	-	-	380,833	380,833	44	380,789
当期末残高	490,000	122,500	1,779,580	2,392,080	15,222	2,407,303

## [重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動  
平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・2016年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物

6年

器具・備品

4年～15年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上し  
ております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定し  
た報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に  
基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### [注記事項]

#### (貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	23,166	34,041
2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	19,880	19,880
未払手数料	307,690	353,787
その他未払金	618	632

#### (損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,293,664	1,448,261

#### (株主資本等変動計算書関係)

##### 1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

##### 2. 配当に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,140	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない

株式等は、次表には含めておりません(注2)をご参照ください。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日) (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	243,004	243,004	-
資産計	243,004	243,004	-

当事業年度(2025年3月31日) (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	173,228	173,228	-
資産計	173,228	173,228	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法  
資産

(1) 投資有価証券  
投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日) (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,313,960	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	75,857	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	20,032	-	-	-
合計	2,425,582	-	-	-

当事業年度(2025年3月31日) (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,681,668	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,178,233	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	42,668	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	17,146	-	-	-
合計	2,919,717	-	-	-

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	243,004	-	243,004
資産計	-	243,004	-	243,004

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	173,228	-	173,228
資産計	-	173,228	-	173,228

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	794
小計	9,206	10,000	794
合計	243,004	221,000	22,004

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	172,330	150,000	22,330
小計	172,330	150,000	22,330
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	898	1,000	101
小計	898	1,000	101
合計	173,228	151,000	22,228

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	229	39	-
合計	229	39	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	84	9	4
合計	84	9	4

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
合計	3,766,316	4,240,472

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(税効果会計関連)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,882	1,877
未払社会保険料	408	359
未払事業税	15,194	16,642
資産除去債務	-	-
減価償却の償却超過	960	2,500
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金資産 小計	18,446	21,380

評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	18,446	21,380
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,737	7,006
繰延税金負債 合計	6,737	7,006
繰延税金資産の純額	11,709	14,374

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理  
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の訂正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13条）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛費特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。  
なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

## 〔セグメント情報等〕

## 〔セグメント情報〕

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## 1 サービスごとの情報

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,133,678
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	583,920

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。
- 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い 1	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い 2	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い 2	217,080	-	-
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

## （注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い 1	1,437,183	未払手数料	353,787
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い 2	11,077	-	-
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い 2	228,699	-	-

					グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	632	未払金	632
--	--	--	--	--	----------	------------------	-----	-----	-----

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	133,323円27銭	158,375円19銭
1株当たり当期純利益金額	73,598円31銭	85,054円85銭

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

## 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,026,513	2,407,303
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,200	15,200

## 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	1,118,694	1,292,833
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200	15,200

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;更新後&gt;

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

&lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2025年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

### 3【資本関係】

<更新後>

- (1) 受託会社  
該当事項はありません。
- (2) 販売会社  
いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。(2025年5月末現在)
- (3) 投資顧問会社  
いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。(2025年5月末現在)

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年7月23日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブの2024年11月19日から2025年5月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしファンドラップ専用投資信託 N オルタナティブの2025年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月19日から2025年5月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 市川 克也

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。